

令和 4 年 6 月 1 4 日
川 口 市

令和 3 年度川口市食品衛生監視指導計画実施結果

食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とし、食品衛生法第 24 条に基づき策定した「令和 3 年度川口市食品衛生監視指導計画」の実施結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

記

1 適用区域及び適用期間

(1) 適用区域

川口市内全域

(2) 実施期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

2 監視指導に関する事項

(1) 監視件数

	件 数
総監視件数	1, 696 件
食品営業施設に係る計画監視(再掲)	1, 336 件(施設数:1, 069 施設)
苦情等による施設調査時の監視 (再掲)	142 件
と畜場等 ^{※1} に係る監視(再掲)	218 件

※ 1 と畜場、認定小規模食鳥処理場、届出食肉販売業施設

(2) 一斉監視実施状況

一斉監視	実施期間	監視件数
1 夏期食中毒予防対策月間	7 月～8 月	193 件 ^{※1}
2 食肉衛生月間	7 月～8 月	37 件
3 年末一斉取締り月間	11 月～12 月	212 件 ^{※1}

※ 1 1 業種を 1 件として計上

3 食品等検査実施状況

(1) 収去による食品検査

ア 食品の種類ごとの検体数

検査を行った食品の種類	国産	輸入	違反等 件数
魚介類（加工品含む）	30	1	0
肉類	20	0	0
牛乳・乳製品（アイスクリーム類を含む）	0	0	0
水・清涼飲料水	3	2	0
野菜・果実	1	6	0
弁当・そうざい	13	0	0
菓子類	2	5	0
めん類	4	0	0
漬物	0	0	0
生あん	0	0	0
その他加工食品	3	0	0
合 計	76	14	0

イ 検査内容ごとの検体数

検査内容	国産	輸入	違反等 件数
微生物検査	55	0	0
食品添加物	16	8	0
残留農薬	1	6	0
動物用医薬品	10	0	0
アレルギー物質	0	0	0
その他の理化学検査	0	0	0
合 計	82	14	0

(2) 現場簡易検査

検査項目	実施数	不適件数
ATP ふき取り検査	411	209※ ¹
残留塩素検査	72	3※ ²
酸価・過氧化物価簡易検査	24	0
アレルギー物質簡易検査	24	0

※¹ 不適項目のあった施設については、その場で洗浄方法等について指導助言を行いました。

※² 不適項目のあった施設については、原因等を確認し、必要に応じて指導助言を行い

ました。

(3) と畜場における検査

ア と畜検査

(単位：頭)

区分	畜種		計
	牛	子牛	
検査頭数	5154	1	5155
全部廃棄	16	0	16
一部廃棄	2290	0	2290

イ 精密検査

検査内容	検査頭数	検体数
微生物検査	2	18
病理学検査	20	168
理化学検査	11	19

ウ 衛生管理に係る検査

検査対象	検査方法	検査項目	検査頭数	検体数
牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌 0157 等	30	30
		G F A P	22	44
	切 除 法	一般細菌数	60	60
		腸内細菌科菌群数	60	60

4 違反・食中毒発生状況

(1) 行政処分

処分日	違反等の内容	措置	探知等
3月4日	食中毒(カンピロバクター) (食品衛生法第6条違反)	営業停止	患者からの通報

(2) 食中毒発生状況

発生月	患者数	死者数	病因物質	原因食品	措置
3月	4人	0人	カンピロバクター	令和4年2月 23日(水)に 調理提供された 食品	営業停止3日間

5 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進

(1) 彩の国ハサップ施設

	業種数	業種内訳
令和4年4月 1日現在	24	飲食店営業(2), 菓子製造業(6), 食肉処理業(3), 食肉販売業(2), 魚肉練り製品製造業(1), 食品の冷凍又は冷蔵業(3), ソース類製造業(1), そうざい製造業(3), つけ物製造業(1), その他の製造業(2)

(2) 当市に届出のあった自主回収

対象品の流通先を管轄する自治体へ情報提供を行い、併せて市ホームページへ掲載しました。また、改正食品衛生法が施行された令和4年6月1日以降については、国オンラインシステムである食品衛生申請等システムにより対応しました。

届出日	食品	回収理由
5月25日	調味料	異味異臭
12月6日	調味料	アレルギー表示の欠落

6 普及啓発事業

(1) 出張講座・研修会等

対象	実施回数	参加人数	主な実施内容
食品等事業者	120	999	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、他法令に関すること（事業系一般ごみ、下水処理）等
消費者	2	34	食中毒予防、手洗い方法、大学生の実習対応等
計	122	1,033	

(2) その他の普及啓発事業

対象	実施回数	実施内容等
広報かわぐち	3回	食中毒の啓発、食品衛生法改正の案内
ポスター掲示	1回	食中毒の啓発（川口市役所）
チラシ・啓発品配布	6回	配布数：7,506
広報表示板・静止画放映	6回	放映場所：キャスティビジョン、広報表示板、コミュニティビジョン
計	16回	

7 人材の育成及び資質の向上に関する事項

食品衛生事業者及び優良施設の表彰

表彰の種類		表彰数
市長表彰	優良施設	3 施設
	衛生功労者	1 名
	優良従業員	1 名
埼玉県知事表彰	優良施設	2 施設
	衛生功労者	2 名